

大和市教育委員会 1月定例会

日 時 平成 26 年 1 月 23 日
午前 9 時 00 分
場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 1 号) 大和市教科用図書採択検討委員会規則について

日程第 2 (議案第 2 号) 平成 25 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

日程第 3 (議案第 3 号) 「後援名義の使用承認についての請願書」について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第1号

大和市教科用図書採択検討委員会規則について

大和市教科用図書採択検討委員会規則について、審議願いたく提案する。

平成26年1月23日提出

大和市教育委員会

教育長 滝澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市教科用図書採択検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）により設置された大和市教科用図書採択検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立小学校及び中学校の校長及び教員
- (2) 大和市教育研究会の代表者
- (3) 児童及び生徒の保護者
- (4) その他教育委員会が必要と認めた者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその年の8月31日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(調査研究員)

第7条 委員会は、調査研究員に対し、各教科の専門的事項について調査及び研究をさせ、その結果を報告させるものとする。

- 2 調査研究員は、市立小学校及び中学校の教員のうちから教育委員会が選任する。
- 3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、調査研究員となることができない。
- 4 調査研究員の任期は、委嘱の日からその年の8月31日までとする。
- 5 調査研究員による教科用図書の調査及び研究は、他の市町村教育委員会と協力して行うことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び調査研究員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教科用図書採択主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 2 号

平成 25 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

平成 25 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 1 月 23 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

議案第 3 号

「後援名義の使用承認についての請願書」について

「後援名義の使用承認についての請願書」について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 1 月 23 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会



教育委員長 石川 創一 殿

後援名義の使用承認についての請願書

請願事項

大和市教育委員会の後援名義使用の承認は、教育委員会定例会での承認事項とすること。

請願の趣旨

大和市教育委員会の後援名義使用の承認は「事務委任等に関する規則」に基づき、教育委員会の承認を得ることなく事務処理されてきたと思われま

す。教育基本法が改正されたことに伴い「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が、教育委員会の権限と責任が重くなる方向で改正され、事務の委任に関する規定の運用も見直しを求められています。

松江市では「はだしのゲン」の問題で、教育長の決定に教育委員会が「手続きに瑕疵がある」と判断し、教育長の指示を撤回させた例があります。

本市でも、平成21年に私が全国学力統一テスト結果の情報公開を求めたところ、教育長専決で拒否されましたので、それに異議を申し出て情報公開審査会の審議を経て、教育委員会は教育長の決定を覆した例があります。

教育委員会が何を事務委任の対象とするか明確でない事案が沢山あります。

状況の変化により重要な問題に変化することもあります。

本請願に関わる後援名義については、前回名義使用を承認した団体だからと言って、教育委員会に無断で安易に承認してよいはずはないと考えます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」には、基本的な方針に関することは教育委員会が直接判断することと定められています。

教育委員会が市民活動を奨励することに異議を挟むものではありませんが、教育委員会として後援名義の使用を認めてその活動を応援することが是か非かは重大な問題と考えますので、是非とも教育委員会定例会で判断いただきたく請願いたします。

以上

平成25年12月17日

請願者 住所：
 氏名：
 TEL：